

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 事業の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とし、高齢化が急速に進む中、現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な国民全体で高齢者の医療を支える制度として創設された。

後期高齢者の給付費の約4割を現役世代が負担しているが、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、給付費の増大が見込まれる。

このような状況を踏まえ、令和4年10月1日から、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくために、窓口負担割合に2割が追加された。

運営主体は、広島県後期高齢者医療広域連合であり、市は広域連合と事務を分担しながら、各種届出の受付事務や保険料の徴収事務を担う。

医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者医療支援金、被保険者からの保険料が柱になる。

高齢者の医療費

約1割	約4割	約5割	患者の窓口負担 1割、2割又は3割
高齢者の 保険料	後期高齢者医療支援金 (現役世代の保険料から納付)	公 費 (国：県：市＝4：1：1)	

保険給付費（財源の内訳）

(2) 被保険者の概要

被保険者の現況

(年度末現在) (単位：人)

区 分	65歳以上 75歳未満※	75歳以上	計	(再掲)一般 [窓口負担1割]	(再掲)一般 [窓口負担2割]	(再掲)現役並み所得 者 [窓口負担3割]
令和 6年度	491	20,459	20,950	13,793	5,466	1,691

※ 一定程度障がいのある人で、申請により広域連合が認定した人

(3) 後期高齢者医療保険料の収入状況

(単位：円、%)

年度	区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率
令和 6年度	現年度分 特別徴収	1,120,700,907	1,123,858,491	0	0	3,157,584	100.3
	現年度分 普通徴収	742,081,209	737,746,749	0	4,835,482	501,022	99.4
	滞納繰越分	8,331,569	3,040,188	487,831	4,905,471	101,921	36.5
	計	1,871,113,685	1,864,645,428	487,831	9,740,953	3,760,527	99.7

※ 収納率は、収入済額を調定額で除して算定（還付未済額は考慮していない。）

(4) 後期高齢者医療保険料の不納欠損数及び不納欠損額内訳表

(単位：人、円)

区 分	執行停止3年継続		即時消滅		消滅時効		合 計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
令和 5年度	0	0	0	0	31	1,432,196 (1,396,809)	31	1,432,196 (1,396,809)
令和 6年度	0	0	0	0	26	487,831 (451,931)	26	487,831 (451,931)
増 減	0	0	0	0	▲5	▲944,365 (▲944,878)	▲5	▲944,365 (▲944,878)

※ () 内は、執行停止中の時効

※ 欠損人数合計が事由別欠損人数の和と合致しないのは、同一人について複数の事由で不納欠損したものがあつたため。